



ほけんだより 第1号
令和3年4月8日
ひたちなか市立勝田第三中学校

保健目標
自分のからだを
よく知ろう



入学・進級おめでとございます。

140名の新入生を迎え、新年度が始まりました。保健室では、みなさんが心身ともに元気に学校生活を送れるようサポートしていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

健康診断が始まります



学校生活を健康に過ごすために、学校では毎年定期健康診断を行います。日程等については、お知らせを配りましたので確認をお願いします。

健康診断では、次のようなことを調べます

- ◆身長・体重測定（体の成長のバランスが分かります）
- ◆視力・聴力・運動器検診（学校生活で勉強や運動に十分な力が発揮できる状態か調べます。）
- ◆歯科（歯並びや顎関節の状態、歯肉の健康状態、歯垢の付着、むし歯の有無など、口の中の健康状態を調べます。）
- ◆内科、心臓病検診、尿検査等（体の不調につながる病気の疑いがないか調べます。）



お願い

- ◆健康診断の時期は、保健関係の提出物が多くありますが、健康診断の準備のため、期限内の提出にご協力をお願いします。
- ◆視力管理カード（水色のカード）が自宅にある場合は、学校へ提出をお願いします。
- ◆健診結果は、異常があった場合には文書でお知らせします。歯科検診の結果は、全員に文書でお知らせします。受診のすすめがあった場合には、早めの受診をお願いします。



学校医の先生を紹介します

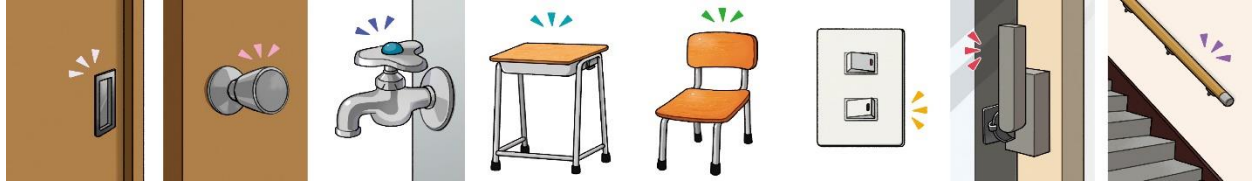
健康診断や学校保健安全委員会、学校環境衛生検査などでお世話になります。

- 学校医 渡邊 則道 先生(わたなべ内科クリニック)
- 学校医 土田 誠 先生(つちだ内科・泌尿器科クリニック)
- 学校歯科医 中山 直樹 先生(中山歯科医院)
- 学校薬剤師 内田 敬紀 先生(ウチダ薬局)



油断せずしっかりと…新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症流行の第4波が心配されます。今年度も引き続き、予防対策をしっかりと行いましょう。こまめな手洗いを心がけ、密にならないように生活しましょう。



スポーツ振興センターについて

学校管理下でけがをして医療機関を受診した場合、スポーツ振興センターから医療費の一部が支給される制度があります。

▼ 給付を受けられるのは…学校管理下でけがをして医療機関を受診した場合で、療養に関する費用が5,000円以上（本人負担が1,500円以上）の場合です。

▼ 上記の条件にあてはまるけがをした場合には、担任か養護教諭までご連絡をお願いいたします。手続きに必要な書類をお渡しします。

（初診日より2年間請求を行わない場合は、時効となり請求できなくなりますのでご注意ください。）

▼ 保険診療以外での治療を受けた場合（歯の矯正・漢方の治療等）は支給されません。

▼ 申請後、約2～3ヶ月後に給付金の支払となります。今年度より、ひたちなか市から直接保護者の指定口座へ振り込みとなります。

▼ マル福の取り扱いについて

ひたちなか市では、学校管理下のけがの場合は、原則として「マル福」を使わずに、災害給付制度の利用をお願いしています。病院では保険診療で医療費の3割負担となりますが、この災害共済を申請することで医療費の3割とさらに1割が加算され、4割が給付されます。（高額療養の該当になる場合には調整された金額の給付になります）ただし、支払額が1,500円（500点）未満の場合は請求出来ないで「マル福」をご使用ください。



給食後のはみがきを行います



今年度も、健康な体づくりの一環として、給食後の歯みがきを行います。給食後に3分間、教室で歯みがきをしますので、歯ブラシとコップの準備をお願いします。昨年度の本校の歯科検診の結果、未治療のむし歯は少なかったのですが、歯肉の炎症や、歯垢の付着が前年より増えていました。ていねいにみがいて、口の健康を保ちましょう。